

東大阪市告示第 96 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定を受けた私道の廃止について、東大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年東大阪市条例第 9 号）第 4 条の規定により承認したので、東大阪市建築基準法施行細則（昭和 45 年東大阪市規則第 17 号）第 4 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 9 日

東大阪市長 野田 義和

指定年月日 (廃止)	地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	本数
令和 8 年 6 月 29 日	東大阪市 西堤学園町 一丁目	19 番 1 の一部	4.00	72.316	2